

環境厚生常任委員会

日 時 平成29年9月19日（火） 午前10時00分 ～
場 所 第1委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査（説明～質疑）

- (1) 第1号議案 平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
- (2) 第2号議案 平成29年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
【環境市民部】

- (3) 第1号議案 平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
- (4) 第3号議案 平成29年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
【健康福祉部】

4 討 論～採 決

5 議会だよりの掲載事項について

6 わがまちトークの対応について

7 行政報告

- (1) 国民健康保険の広域化について（環境市民部）

8 その他

わがまちトーク班編成及び役割分担

開催日・会場・テーマ	本梅町 10.23(月)13:30～ ほんめ町ふれあいセンター ・当町のまちづくりについて ・高齢者福祉対策について	畑野町 11.5(日)10:00～ 畑野町公民館 ・人口減少、少子高齢化で過疎化が 進行する中にあるのまちづくりについて	東本梅町 1.20(土)20:00～ 東本梅町ふれあいセンター ・東本梅町保育所存続について ・町の活性化とまちづくりについて	千代川町 2.3(土)20:00～ 千代川町自治会館 ・安心、安全な千代川町の まちづくりについて
司会				
開会挨拶	湊議長	湊議長	小島副議長	小島副議長
総務文教常任委員会	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員
環境厚生常任委員会	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員
産業建設常任委員会	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員
閉会挨拶				
受付担当				
写真担当				
要約筆記担当				
マイク担当				
会場責任者				
広聴部会	齊藤議員	奥野議員	小川議員	石野議員
集合時間	12:30	9:00	19:00	19:00
事務局				

わがまちトーク班編成及び役割分担(亀岡市成人式実行委員会)

開催日時・場所・テーマ	開催日時:平成29年11月13日(月)午後7時 場所 : 全員協議会室 テーマ : 「住み続けたいまち 将来の亀岡像について」
司 会	
開会挨拶	湊議長
総務文教常任委員会	議員
	議員
環境厚生常任委員会	議員
	議員
産業建設常任委員会	議員
	議員
閉会挨拶	
受付担当	
写真担当	
要約筆記担当	
マイク担当	
会場責任者	
広報広聴会議	山本委員長、小川部会長、平本部会長 三上議員、富谷議員、奥村議員 奥野議員、齊藤議員、石野議員
集合時間	午後6時
事務局	

環境厚生常任委員会 行政報告資料

国民健康保険の広域化について

環境市民部保険医療課

改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・ 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険給付の決定</u> ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

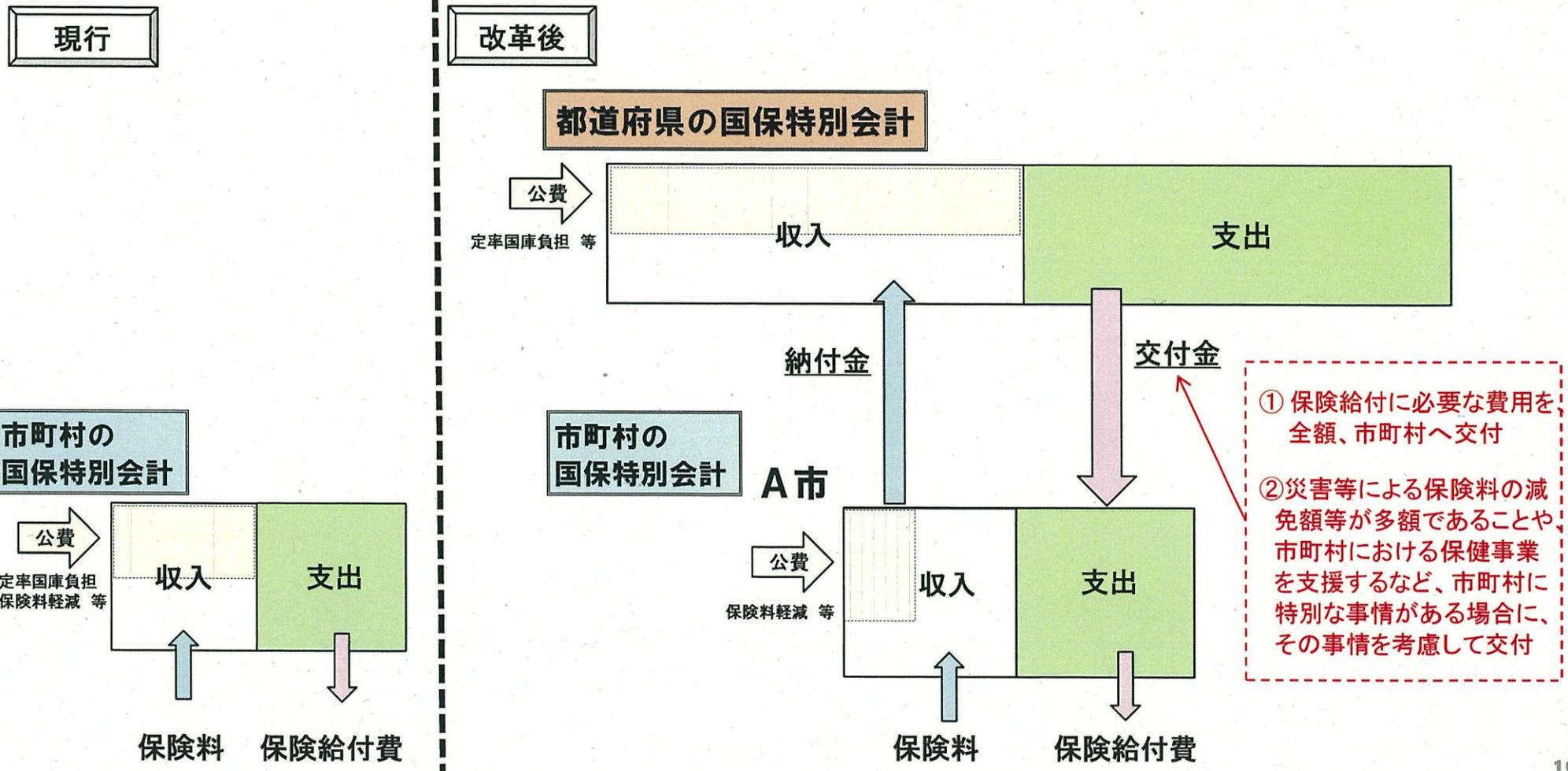
※詳細は引き続き地方と協議

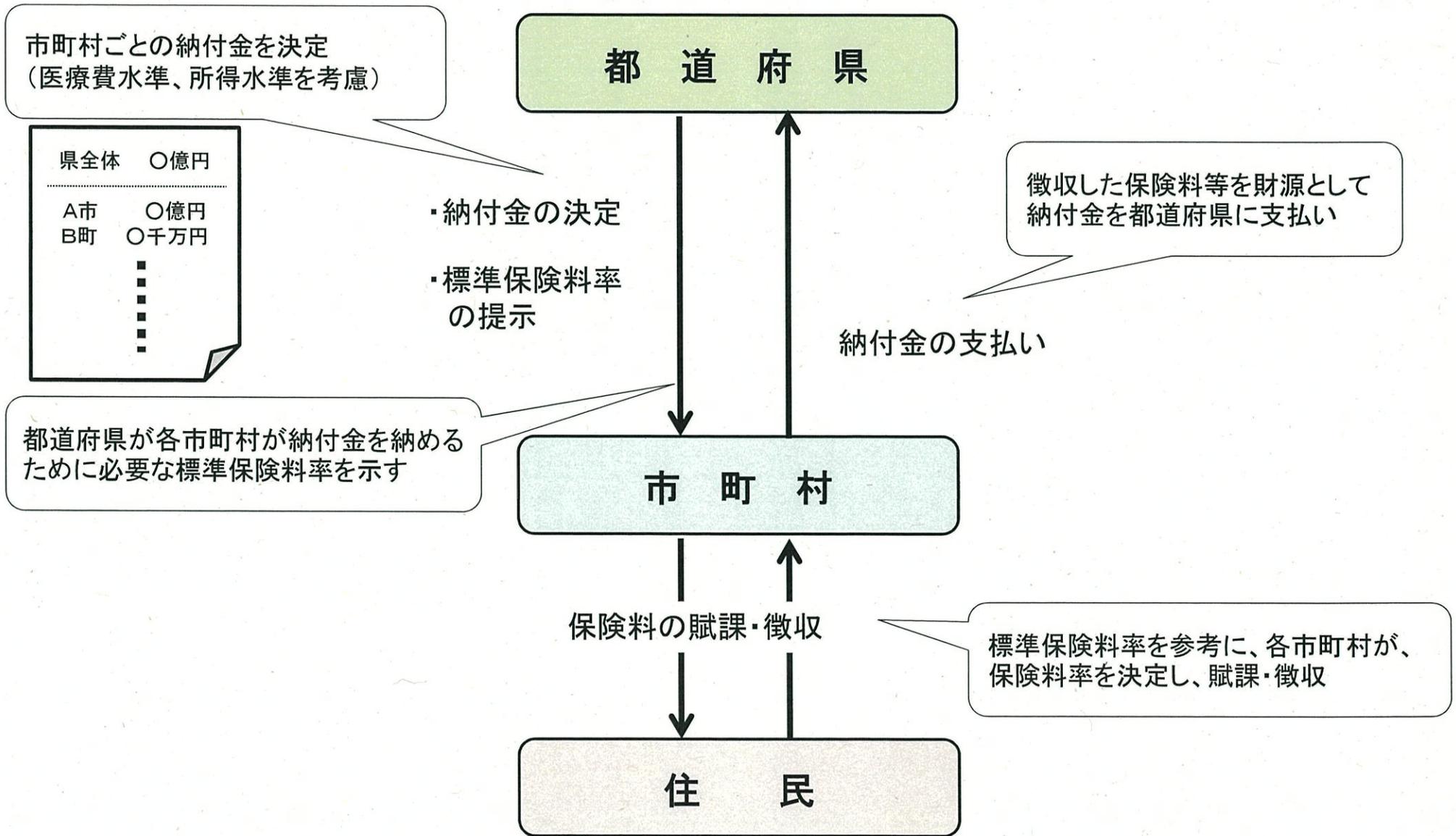
○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

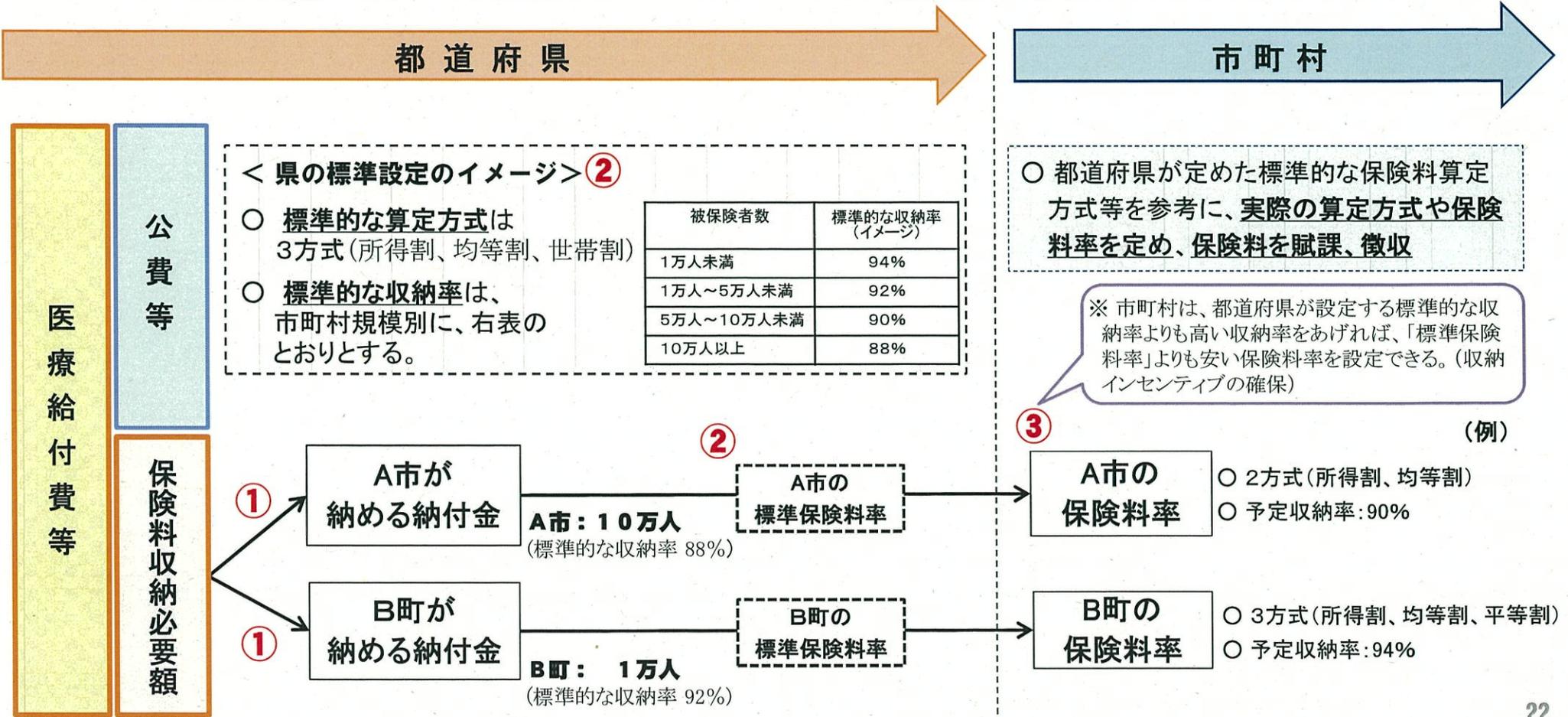
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮





- 都道府県は、
 - ・ 医療給付費等の見込みを立て、**市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）**
 ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
 - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて**市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）**
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、**それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）**



標準保険料率を算定する考え方

※詳細は引き続き地方と協議

○ 現状、国保の保険料は様々な要因(※)により差異が生じているため、他の市町村の保険料水準との差を単純に比較することは困難な状況。

※ 市町村ごとに年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補てん等目的の法的外繰入を行っている市町村があること等

⇒ 都道府県が市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、標準的な住民負担に見える化。

※ 将来的な保険料負担の平準化を進める観点から、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等に基づき、標準保険料率を算定することとする。

(イメージ) ※A市とB町が同じ所得水準である場合

都道府県 標準保険料率	一人当たり医療費		市町村 標準保険料率	当該市町村の 保険料算定方式で 算出した場合	実際の保険料率 (市町村が決定)
	(年齢構成調整前)	(年齢構成調整後)			
所得割 8% 均等割 40,000円	A市: 380,000円	A市: 400,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市 所得割 10% 均等割 50,000円
	B町: 300,000円	B町: 240,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 30,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 23,000円 世帯割 10,000円	B町 所得割 5.8% 均等割 22,000円 世帯割 9,000円

全国統一ルールで算出した場合

年齢調整後の医療費水準に応じた負担

収納率向上等により、都道府県が示す数値より引き下げが可能

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 <li style="text-align: right;">その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表 <p style="font-size: small;">(*)「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より</p>

市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 <li style="text-align: right;">その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考) 改正後の国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

市町村の作業スケジュール(例)

